



2020年2月7日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 坂巻 一樹
(コード番号 4848 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 財務IR部長 朝武 康臣
電 話 番 号 03-4530-4830

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2020年2月7日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、総還元性向50%を目標とし、株主への利益還元の実現を図る方針としております。今後とも、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、剰余金の配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向50%を目標（以下「本利益還元目標」といいます。）とした株主還元を実施することにより、ROE20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。なお、ROE及び総還元性向で使用する親会社株主に帰属する当期純利益は、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた親会社株主に帰属する当期純利益（以下「調整後当期純利益」といいます。）を使用しております。また、2018年12月期に繰越欠損金を解消したことから、2019年12月期以降は当該影響の調整を行わないこととしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定め、配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。また、内部留保につきましては、今後の事業展開への備えとシステムの整備及び社員教育といった社内体制の充実等に充当することにより、継続的な成長を実現するための事業基盤整備に努める予定であります。

本利益還元目標を基に、当社は、2018年12月期の配当につきましては、当社の持分法適用関連会社であるAdvancer Global Limited株式に係る株価の下落に伴う減損（持分法による投資損失）の計上の影響を除いた調整後当期純利益に対する総還元性向50%の考え方に基づき、1株につき合計で32円の剰余金の配当（中間配当：14円、期末配当：18円）を総額1,203百万円で実施し、加えて、2019年2月8日及び2019年3月29日（注1）開催の取締役会において、取得株式総数の上限を500,000株、株式取得価額の総額の上限を827百万円（取得期間：2019年2月12日から同年4月26日）とする自己株式の取得を実施することを決議し、当該決議に基づき、公開買付けによる自己株式の取得（取得期間：2019年2月12日から同年3月11日、取得した株式の総数：400,000株、取得価額の総額：706,800,000円、以下「2019年公開買付け」といいます。）及びその後の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けによる自己株式の取得（取得期間：2019年4月9日から同年5月7日（受渡ベース）、取得した株式の総数：49,800株、取得価額の総額：120,193,900円）を行い、その結果、株主への利益還元額は合計で2,030百万円となり2018年12月期の調整後当期純利益4,031百万円に対する総還元性向は50%（小数点以下を四捨五入）となりました。

(注1) 2019年3月29日開催の取締役会において、2019年2月8日の取締役会決議内容の変更を決議しており、これに基づき、取得し得る株式数を450,000株から500,000株へ変更しております。

上記のほか、これまでも当社は、本利益還元目標を基に、剰余金の配当に加えて自己株式の取得を実施しており、2016年2月12日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得(取得期間:2016年2月25日から同年3月2日(受渡ベース)、取得した株式の総数:148,500株、取得価額の総額:99,957,100円)、2017年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得(取得期間:2017年2月16日から同年3月24日(受渡ベース)、取得した株式の総数:453,400株、取得価額の総額:497,995,500円)、2018年2月9日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得(取得期間:2018年2月16日から同年3月26日(受渡ベース)、取得した株式の総数:276,600株、取得価額の総額:681,916,800円)を実施しております。なお、当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

他方、当社は、2019年12月期の配当につきましては、2019年2月8日の当社2018年12月期決算の発表時点で、本利益還元目標達成に向けた機動的な利益還元を行うために、配当または自己株式の取得両方を選択肢とし、配当予想については前期比6円増配し1株につき合計で38円(中間配当:19円、期末配当:19円)としておりました。

このような方針の下、当社は、2019年11月下旬、当社の主要株主かつ筆頭株主である株式会社ヒラノ・アソシエイツ(本日現在で所有する当社普通株式(以下「所有株式」といいます。)の数:13,894,600株、所有割合(注2):37.39%、以下「ヒラノ・アソシエイツ」といいます。)より、その所有株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、ヒラノ・アソシエイツは、当社取締役会長である平野岳史氏の配偶者が代表取締役を務め、平野岳史氏が議決権の全てを所有する資産管理会社です。(注2)「所有割合」とは、当社が2020年2月7日に公表した「2019年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2019年12月31日現在の発行済株式総数(38,486,400株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(1,328,352株)を控除した株式数(37,158,048株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

これを受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の2019年12月期決算の見通し及び財務状況を総合的に鑑みて、2019年11月下旬から、当該株式を自己株式として取得することについての初期的な検討を開始しました。かかる検討の結果、2020年1月初旬、ヒラノ・アソシエイツが所有する当社普通株式を当社が自己株式として取得することは、機動的な資本政策の遂行を可能とし、当社の利益還元に係る目標指標である総還元性向50%を目標とした株主還元を実施し、株主の皆様への利益還元の充実を図ることに加えて、当社の1株当たり当期純利益(EPS)及び自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与すると判断しました。

当社は、以上の判断を踏まえ、ヒラノ・アソシエイツが所有する当社普通株式を自己株式として取得することについて、2020年1月初旬から本格的な検討に着手しました。自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性や取引の透明性の観点から検討を重ね、公開買付けの手法が適切であると判断しました。また、本公開買付けにおける買付予定数の決定に際しては、本公開買付けが本利益還元目標の達成に向けた株主への利益還元を目的としていることから、2019年12月期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向が50%となる株式数に設定することとしました。さらに、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎に検討を行いました。その上で、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判

断し、ディスカウント率については、過去に実施された自己株式の公開買付けの事例を参考にすることとしました。なお、本公開買付けの決済資金については、全額を自己資金で充当する予定ですが、当社決算短信に記載された2019年12月31日現在の連結ベースの現金及び預金残高は約11,811百万円であり、また、事業から生み出されるキャッシュ・フローも今後蓄積していくことが見込まれるため、当社の財務の健全性や安定性は本公開買付け後も引き続き維持できると考えております。

上記の検討を経て、当社は、2020年1月中旬に、本利益還元目標を達成する株式数を自己株式として取得することを踏まえ、ヒラノ・アソシエイツに対して、本公開買付けにおける買付予定数を450,000株（所有割合：1.21%）程度とし、本公開買付価格を当社が本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2020年2月7日）の前営業日である2020年2月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から10%程度ディスカウントした価格として本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、2020年1月中旬に、上記条件にてヒラノ・アソシエイツより所有株式の一部である450,000株（所有割合：1.21%）程度の応募を検討する旨の回答を得ました。

そして、当社は、2020年2月6日に、ヒラノ・アソシエイツと本公開買付けについて最終的な協議を行い、本公開買付けにおける買付予定数を449,500株とし、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2020年2月7日）の前営業日である2020年2月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から10%ディスカウントした金額とすることでヒラノ・アソシエイツと合意し、上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ヒラノ・アソシエイツより所有株式の一部である449,500株（所有割合：1.21%）を応募する旨、並びに、本公開買付けに応募しない当社普通株式13,445,100株（所有割合：36.18%）については、継続的に所有する方針の回答を得ました。なお、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社はヒラノ・アソシエイツが応募する旨の意向を表明している当社普通株式449,500株のうちの一部を取得することとなりますが、ヒラノ・アソシエイツより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式についても、本公開買付け後も継続的に所有する意向である旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は、当社が掲げる本利益還元目標を達成することを目的として、2020年2月7日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議しました。これを受け、2019年12月期については、①当社株主への支払配当金の総額1,486百万円（1株当たりの通期の合計は40円）及び②本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式の取得価額の総額991百万円（ヒラノ・アソシエイツが本公開買付けに応募予定の当社普通株式（449,500株）に本公開買付価格（2,206円）を乗じた金額です。）を合計すると株主への利益還元額は2,477百万円となり2019年12月期の当期純利益4,644百万円（ただし、2019年12月期については、関係会社株式の株価下落に伴う減損（持分法による投資損失）計上の影響を除いた金額とします。）に対する総還元性向は50%以上となる予定です。

なお、当社の取締役会長である平野岳史氏は、ヒラノ・アソシエイツの代表取締役を平野岳史氏の配偶者が務め、平野岳史氏がヒラノ・アソシエイツの議決権の全てを所有していることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有する可能性があることを勘案し、本公開買付けの諸条件に関する協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、また、上記2020年2月7日の当社取締役会における審議及び決議にも一切参加しておりません。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	449,600株（上限）	991,817,600円（上限）

(注1) 発行済株式総数	38,486,400 株 (2020年2月7日現在)
(注2) 発行済株式総数に対する割合	1.17% (小数点以下第三位を四捨五入)
(注3) 取得する期間	2020年2月10日(月曜日)から2020年4月24日(金曜日)まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	2020年2月7日(金曜日)
② 公開買付開始公告日	2020年2月10日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2020年2月10日(月曜日)
④ 買付け等の期間	2020年2月10日(月曜日)から 2020年3月10日(火曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき金2,206円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎に検討を行いました。その上で、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去に実施された自己株式の公開買付けの事例を参考にすることとしました。

上記の検討を経て、当社は、2020年1月中旬に、本利益還元目標を達成する株式数を自己株式として取得することを踏まえ、ヒラノ・アソシエイツに対して、本公開買付けにおける買付予定数を450,000株(所有割合:1.21%)程度とし、本公開買付価格を当社が本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日(2020年2月7日)の前営業日である2020年2月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から10%程度ディスカウントした価格として本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、2020年1月中旬に、上記条件にてヒラノ・アソシエイツより所有株式の一部である450,000株(所有割合:1.21%)程度の応募を検討する旨の回答を得ました。

そして、当社は、2020年2月6日に、ヒラノ・アソシエイツと本公開買付けについて最終的な協議を行い、本公開買付けにおける買付予定数を449,500株とし、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日(2020年2月7日)の前営業日である2020年2月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から10%ディスカウントした金額とすることでヒラノ・アソシエイツと合意し、上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ヒラノ・アソシエイツより所有株式の一部である449,500株(所有割合:1.21%)を応募する旨、並びに、

本公開買付けに応募しない当社普通株式 13,445,100 株（所有割合：36.18%）については、継続的に所有する方針の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2020年2月7日の取締役会において、本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日（2020年2月7日）の前営業日である2020年2月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,451 円に対して 10%ディスカウントした 2,206 円（円未満を四捨五入）とすることを決定しました。

なお、本公開買付け価格である 2,206 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日（2020年2月7日）の前営業日である2020年2月6日の当社普通株式の終値 2,451 円から 10.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同年2月6日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,468 円から 10.62%、同年2月6日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,424 円から 8.99%、それぞれディスカウントした金額となります。

また、直近では、当社は、2019年公開買付け（買付け価格：1,767 円）並びにその後の東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得（取得期間：2019年4月9日から同年5月7日（受渡ベース）、取得した株式の総数：49,800 株、取得価額の総額 120,193,900 円）を行いました。2019年公開買付けにおける買付け価格 1,767 円と本公開買付け価格である 2,206 円との間に 439 円の差異が生じておりますが、これは、どちらの買付け価格も市場価格から 10%のディスカウント率を適用したものであるものの、公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値が、本公開買付けにおいては 2,451 円と、2019年公開買付け時の 1,963 円に対して 24.86%（小数点以下第三位を四捨五入）上昇していることによるものであります。また、当該市場買付けによる取得価格の単純平均値は 2,414 円（円未満を四捨五入）であり、本公開買付け価格である 2,206 円との間に 208 円の差異が生じておりますが、これは、当該市場買付けによる取得価格の単純平均値が、各取得日における市場価格により決定されているのに対し、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（2020年2月6日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,451 円が、当該単純平均値 2,414 円に対して 1.53%（小数点以下第三位を四捨五入）上昇しているものの、本公開買付け価格は市場価格から 10.00%ディスカウントを行った価格で決定されていることによるものであります。

② 算定の経緯

当社は、総還元性向 50%を目標とし、株主への利益還元の実現化を図る方針としております。今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、本利益還元目標とした株主還元を実施することにより、ROE 20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。なお、ROE及び総還元性向で使用する親会社株主に帰属する当期純利益は、調整後当期純利益を使用しております。また、2018年12月期に繰越欠損金を解消したことから、2019年12月期以降は当該影響の調整を行わないこととしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定め、配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、内部留保につきましては、今後の事業展開への備えとシステムの整備及び社員教育といった社内体制の充実等に充当することにより、継続的な成長を実現するための事業基盤整備に努める予定であります。

本利益還元目標を基に、当社は、2018年12月期の配当につきましては、当社の持分法適用関連会社である Advancer Global Limited 株式に係る株価の下落に伴う減損（持分法による投資損失）の計上の影響を除いた調整後当期純利益に対する総還元性向 50%の考え方にに基づき、1株につき合計で 32 円の配当（中間配当：14 円、期末配当：18 円）を総額 1,203 百万円で実施し、加えて、2019年2月8日及び2019年3月29日開催の取締役会において、取得株式総数の上限を 500,000 株、株式取得価額の総額の上限を 827 百万円（取得期間：2019年2月12日から同年4月26日）とする自己株式の取得を実施することを決議し、当該決議に基づいて、自己株式の公開買付け及び自己株式の公開買付け後の東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式の取得（取得した株式の総数：449,800 株、株式取得価額の総額：826,993,900 円）を行い、そ

の結果、株主への利益還元額は合計で 2,030 百万円となり 2018 年 12 月期の調整後当期純利益 4,060 百万円に対する総還元性向は 50%（小数点以下を四捨五入）となりました。

他方、当社は、2019 年 12 月期の配当につきましては、2019 年 2 月 8 日の当社 2018 年 12 月期決算の発表時点で、本利益還元目標達成に向けた機動的な利益還元を行うために、配当または自己株式の取得両方を選択肢とし、配当予想については前期比 6 円増配し 1 株につき合計で 38 円（中間配当：19 円、期末配当：19 円）としておりました。

このような方針の下、当社は、2019 年 11 月下旬、ヒラノ・アソシエイツ（所有株式の数：13,894,600 株、所有割合：37.39%）より、その所有株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の 2019 年 12 月期決算の見通し及び財務状況を総合的に鑑みて、2019 年 11 月下旬から、当該株式を自己株式として取得することについての初期的な検討を開始しました。かかる検討の結果、2020 年 1 月初旬、ヒラノ・アソシエイツが所有する当社普通株式を当社が自己株式として取得することは、機動的な資本政策の遂行を可能とし、当社の利益還元に係る目標指標である総還元性向 50%を目標とした株主還元を実施し、株主の皆様への利益還元の充実を図ることに加えて、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与すると判断しました。

当社は、以上の判断を踏まえ、ヒラノ・アソシエイツが所有する当社普通株式を自己株式として取得することについて、2020 年 1 月初旬から本格的な検討に着手しました。自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性や取引の透明性の観点から検討を重ね、公開買付けの手法が適切であると判断しました。また、本公開買付けにおける買付予定数の決定に際しては、本公開買付けが本利益還元目標の達成に向けた株主への利益還元を目的としていることから、2019 年 12 月期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向が 50%となる株式数に設定することとしました。さらに、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎に検討を行いました。その上で、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去に実施された自己株式の公開買付けの事例を参考にすることとしました。

上記の検討を経て、当社は、2020 年 1 月中旬に、本利益還元目標を達成する株式数を自己株式として取得することを踏まえ、ヒラノ・アソシエイツに対して、本公開買付けにおける買付予定数を 450,000 株（所有割合：1.21%）程度とし、本公開買付け価格を当社が本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2020 年 2 月 7 日）の前営業日である 2020 年 2 月 6 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から 10%程度ディスカウントした価格として本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、2020 年 1 月中旬に、上記条件にてヒラノ・アソシエイツより所有株式の一部である 450,000 株（所有割合：1.21%）程度の応募を検討する旨の回答を得ました。

そして、当社は、2020 年 2 月 6 日に、ヒラノ・アソシエイツと本公開買付けについて最終的な協議を行い、本公開買付けにおける買付予定数を 449,500 株とし、本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2020 年 2 月 7 日）の前営業日である 2020 年 2 月 6 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から 10%ディスカウントした金額とすることでヒラノ・アソシエイツと合意し、上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ヒラノ・アソシエイツより所有株式の一部である 449,500 株（所有割合：1.21%）を応募する旨、並びに、本公開買付けに応募しない当社普通株式 13,445,100 株（所有割合：36.18%）については、継続的に所有する方針の回答を得ました。なお、本公開買付けにおいて、応募株券等の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社はヒラノ・アソシエイツが応募する旨の意向を表明している当社普通株式 449,500 株のうちの一部を取得することと

なりますが、ヒラノ・アソシエイツより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式についても、本公開買付け後も継続的に所有する意向である旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は、2020年2月7日開催の取締役会において、本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日（2020年2月7日）の前営業日である2020年2月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,451円に対して10%ディスカウントした2,206円とすることを決定いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	449,500株	一株	449,500株

（注１）応募株券等の数の合計が買付予定数（449,500株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（449,500株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注２）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

1,012,697,000円

（注）買付け等に要する資金の金額は、買付代金（991,597,000円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（６）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
2020年4月2日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付け等は、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付け期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を

問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2020年2月6日に、本公開買付けを実施した場合には、主要株主かつ筆頭株主であるヒラノ・アソシエイツより所有株式の一部である449,500株（所有割合：1.21%）を応募する旨、並びに、本公開買付けに応募しない当社普通株式13,445,100株（所有割合：36.18%）については、継続的に所有する方針の回答を得ております。また、応募株券等の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社はヒラノ・アソシエイツが応募する旨の意向を表明している当社普通株式449,500株のうちの一部を取得することとなりますが、ヒラノ・アソシエイツより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式についても、本公開買付け後も継続的に所有する意向である旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、2020年2月7日開催の取締役会において、2019年12月期の期末配当を21円とし、2019年12月期において合計で40円の配当（中間配当：19円、期末配当：21円）を実施することを決議いたしました。詳細につきましては、当社が2020年2月7日に公表した「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照ください。
- ④ 当社は、2020年2月7日に「関係会社株式評価損（個別）及び持分法による投資損失（連結）の計上に関するお知らせ」を公表しておりますとおり、当社の持分法適用関連会社について、当社の個別貸借対照表上の簿価に対し、時価が下落したことを踏まえ、関係会社株式評価損を計上し、当社の連結財務諸表上へは持分法による投資損失を計上いたしました。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。
- ⑤ 当社は、2020年2月7日に「2019年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2019年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（自 2019年1月1日～至 2019年12月31日）

（イ）損益の状況

決算年月	2019年12月期（第27期）
売上高	44,479百万円
売上原価	25,665百万円
販売費及び一般管理費	11,590百万円
営業外収益	125百万円
営業外費用	285百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,644百万円

（ロ）1株当たりの状況

決算年月	2019年12月期（第27期）
1株当たり当期純利益	124.59円
1株当たり配当額	40.00円

1株当たり純資産	415.71円
----------	---------

(ご参考) 2020年2月7日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 37,158,048株

自己株式数 1,328,352株

以上